

## 資料 5

浜益デマンド型事業（道路運送法 79 条）の運行事業体の変更について

## 《協議事項》

協議内容	浜益デマンド型交通事業（道路運送法 79 条：交通空白地有償運送申請）の運行事業体の変更について協議を行う
設定理由	現在、事業を運行している交通事業者が本事業から撤退となることから、新たな交通事業者で事業を行う。
検討経緯	<p>《浜益厚田線デマンド事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 4 月より運行 →中央バス札幌浜益線が、利用者の減少などを理由に平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止になったことに伴い、中央バス札幌厚田線とのフィーダー線として運行。併せて、地域内の循環線としても機能している。</li> </ul> <p>《スクールバス・混乗事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→平成 18 年度までは「空知中央バス（滝川市）」が浜益区内全域をバス運行していたが、赤字により撤退することとなったため、スクールバスとの一般混乗により、地域住民の交通手段を確保することとした。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒトの確保の課題（乗務員の高齢化・他地域への移住）</li> <li>・2024 問題に対する課題</li> <li>・大型 2 種免許保有者確保の課題</li> <li>・予約の仕組み（キャンセル発生）の解消</li> <li>・混乗線利用者減少に合わせた路線の見直し</li> </ul>

## «事業内容新旧対照表»

事業期間	現行	変更 (R8.4.1~)
適用法令	道路運送法第79条	同左
運行事業体	石狩市	石狩湾新港地域公共交通サービス推進協議会（株式会社新厚商事に業務委託：事業者協力型自家用有償旅客運送）
運行系統又は運送の区間	«デマンド線» 【フィーダー線】 浜益区内、厚田区安瀬及び濃昏各戸から中央バス札厚線に接続 【循環線】 浜益区内の各戸と診療所及び公共施設などまで運行 «スクールバス・混乗線» 浜益区内全域	«デマンド線» 【浜益厚田線】 浜益地域内、厚田安瀬及び濃昏各戸から厚田花川線に接続 【浜益地域線】 浜益地域内の各戸と診療所及び公共施設などまで運行
運行日	土日祝日除く平日 «デマンド線» 6:00~19:00 «スクールバス・混乗線» 7:00~19:00	土日祝日除く平日 «デマンド線» 同左
乗降地点数	ドアツードア方式	同左
運賃	«デマンド線» 別表1参照 «スクールバス・混乗» 一般：200円/回 児童・生徒：無料	«デマンド線» 1)エリアによる料金設定（別表2参照） 2)清算払割引（10%割引） 3)通学・小児（満18歳以下）割引（50%割引） 4)障がい者割引（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方）（50%割引） 5)高齢者（満75歳以上）割引（50%割引） ※2と3～5は併用可
車両	«デマンド線» ワゴン車1台	«デマンド線» ワゴン車3台

令和7年度第7回石狩市地域公共交通活性化協議会協議資料

	『スクールバス・混乗』 小型バス2台										
--	-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【別表1】

始点	終点	浜益区											厚田区		
		雄冬	千代志別	床丹	幌	群別	浜益	川下	実田	御料地	柏木	昆砂別	送毛	濃星	濃星及び安瀬
浜益区	雄冬	300		400		500	600	1,000	500	600	1,000				1,100
		150		200		250	300	500	250	300	500			550	
	千代志別		300		400	500	800	400	500	800				1,000	
			150		200	250	400	200	250	400				500	
	床丹			300	400	500	600		400	600				800	
				150	200	250	300		200	300				400	
	幌	400			300	400	600	300	400	600				800	
		200			150	200	300	150	200	300				400	
	群別	400			300	400	500		300	500		600		700	
		200			150	200	250		150	250		300		350	
	浜益	500	400		300	400		300	400		300	400		500	
		250	200		150	200		150	200		150	200		350	
	川下	500	400		300	400		300	400		300	400		500	
		250	200		150	200		150	200		150	200		350	
	実田	600		500	400					300	500		600		800
		300		250	200					150	250		300		400
	御料地	1,000	800		600	500		400		300	400	500	600		1,000
		500	400		300	250		200		150	200	250	300		500
	柏木	500	400		300	400		300	400		300	400		500	
		250	200		150	200		150	200		150	200		350	
	昆砂別	600	500	400		300	500			300	500			500	
		300	250	200		150	250			150	250			300	
	送毛	1,000	800		600	500		400	500	600	400			300	
		500	400		300	250		200	250	300	200			150	
	濃星	1,100	1,000		800	600		500	600	1,000		500		300	
		550	500		400	300		250	300	500		250		150	
厚田区	濃星及び安瀬	1,100	1,000		800	600		500	600	1,000		500		300	
		550	500		400	300		250	300	500		250		150	
	厚田	1,100	1,000		800			700	800	1,000	700	600	400		300
		550	500		400			350	400	500	350	300	200		150

備考

- 1 乗客の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 一般 次号に該当する者以外の者をいう。
  - (2) こども 中学生以下の者をいう。
- 2 次に掲げる者の料金は、表の半額(10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げた額)とする。
  - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

【別表2】

	浜益北部	浜益南部・ 厚田北部	厚田南部	八幡・トーメン	本町・花川北	花川南
浜益北部	300	600	1,200	1,400	1,800	2,000
浜益南部・ 厚田北部	600	300	600	800	1,200	1,400
厚田南部	1,200	600	300	400	800	1,000
八幡・トーメン	1,400	800	400	300	400	600
本町・花川北	1,800	1,200	800	400	300	500
花川南	2,000	1,400	1,000	600	500	路線バス区間

浜益北部	雄冬～毘砂別
浜益南部・ 厚田北部	送毛～押琴
厚田南部	古潭～聚富中央
八幡・トーメン	新開地～八幡町入口
親船東～庁舎前	矢臼場～石狩庁舎前
庁舎以南	花川北地区・花川南地区